

届出受理医療機関名簿（届出項目別）

項番	医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地 電話番号（FAX番号）	病床数	受理番号	算定開始年月日	備 考
1	80・1004・6 (80・3003・2)	秋田大学医学部附属病院	〒010-0041 秋田市広面字蓮沼4-4-2 018-834-1111 (018-884-6560)	一般 577 一般 36 精神 36 一般 2 一般 2 感染 2	(小入2) 第12号	令和 6年 6月 1日	小児入院医療管理病室病床数：30床 届出加算の区分：注2に規定する加算（保育士2名以上の場合） 届出加算の区分：注7に規定する加算（養育支援体制加算） 小児入院医療管理料「注5」：無菌治療管理加算1

届出受理医療機関名簿（届出項目別）

[令和 7年 8月 1日 現在 小児入院医療管理料4 医科]

令和 7年 9月 2日 作成 2 頁

項番	医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地 電話番号（FAX番号）	病床数	受理番号	算定開始年月日	備 考
1	01・1442・4	秋田厚生医療センター	〒011-0948 秋田市飯島西袋一丁目1番1号 018-880-3000（018-880-3040）	一般 429 一般（感染） 2	（小入4）第18号	平成25年12月 1日	病棟種別：一般 病床区分：一般 小児入院医療管理病室病床数：30床
2	04・1019・4 （04・3012・3）	大館市立総合病院	〒017-0885 大館市豊町3番1号 0186-42-5370（0186-42-2055）	一般 375 一般（感染） 2 結核 6 精神 60	（小入4）第28号	平成30年 8月 1日	病棟種別：一般 病床区分：一般 小児入院医療管理病室病床数：21床
3	03・1138・4 （03・3073・7）	平鹿総合病院	〒013-8610 横手市前郷字八ツ口3番1 0182-32-5121（0182-33-3200）	一般 386 一般 6 結核	（小入4）第29号	平成31年 4月 1日	病棟種別：一般 病床区分：一般 小児入院医療管理病室病床数：20床 届出加算の区分：注2に規定する加算（保育士1名の場合）
4	01・1409・3	秋田赤十字病院	〒010-1495 秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1号 018-829-5000（018-829-5255）	一般 447 一般	（小入4）第33号	令和 4年 4月 1日	病棟種別：一般 病床区分：一般 小児入院医療管理病室病床数：11床 届出加算の区分：注7に規定する加算（養育支援体制加算）
5	01・1643・7 （01・3429・5）	市立秋田総合病院	〒010-0933 秋田市川元松丘町4番30号 018-823-4171（018-866-7026）	一般 337 一般 14 結核 精神 45 精神	（小入4）第34号	令和 4年10月 1日	小児入院医療管理病室病床数：18床 届出加算の区分：注7に規定する加算（養育支援体制加算）
6	05・1060・5 （05・3030・2）	由利組合総合病院	〒015-8511 由利本荘市川口字家後38番地 0184-27-1200（0184-27-1277）	一般 395 一般（感染） 4	（小入4）第36号	令和 5年 5月 1日	病棟種別：一般 病床区分：一般 小児入院医療管理病室病床数：15床

届出受理医療機関名簿（届出項目別）

[令和 7年 8月 1日 現在 小児入院医療管理料4 医科]

令和 7年 9月 2日 作成 3 頁

項番	医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地 電話番号（FAX番号）	病床数	受理番号	算定開始年月日	備 考
7	08・1148・2 (08・3064・5)	大曲厚生医療センター	〒014-0027 大仙市大曲通町 8 番 6 5 号 0187-63-2111 (0187-63-5406)	一般 一般 433 一般（感染） 感染 4	(小入4) 第37号	令和 5年10月 1日	病棟種別：一般 病床区分：一般 小児入院医療管理病室病床 数：10床

[秋田県]

届出受理医療機関名簿（届出項目別）

[令和 7年 8月 1日 現在 小児入院医療管理料5 医科]

令和 7年 9月 2日 作成

4 頁

項番	医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地 電話番号 (FAX番号)	病床数	受理番号	算定開始年月日	備 考
1	01・1120・6 (01・3427・9)	社会医療法人明和 会 中通総合病院	〒010-8577 秋田市南通みその町 3 番 1 5 号 018-833-1122 (018-831-9418)	一般 450	(小入 5) 第5号	令和 4年 5月 1日	病棟種別：一般 病床区分：一般 届出加算の区分：注 2 に規 定する加算（保育士 1 名の 場合）